

アダム・スミスの婦人観について

久留島京子

(1)

婦人論といえば、われわれは「婦人の権利の擁護」の著者であるメリー・ウォルストンクラフト^①をもってその始祖とし、J・S・ミルの「婦人隷従論」^②をもってその古典とするのがふつうである。

ゴドウィンの妻として一児をもうけてまもなく逝ったウォルストンクラフトはその著書の題名の示すように、婦人の権利をはっきりと主張した最初の人である。それは対岸のフランスでは革命のさ中、人権一般に対する尊重の自覚とともに、自由と平等の要請がつまり、それが海をわたって「イギリスにおけるフランス革命」といわれるような影響をよびおこしていたときでもあった。

イギリスは、その後、諸国に先んじて近代社会をつくり上げ、三十二年の選挙法改正によってそれは政治的にも表現されるが、この改正は労働者にとって不満なものであり、のちの労働運動を誘発させることになったのである。と同時に、またその唱えるところの普通選挙の要求が、婦人参政権運動をも刺戟したことを見逃すことはできない。

なお、それより先、すでにJ・ベンサムは議会改革の必要を唱導したさい、婦人の参政権を主張しているし、一八二五年W・トムソンは「人類一半の訴」なる一書の中にそれを述べている。こうして次第に注目されはじめた婦人参政権の問題を明快に解明し、その発展に大きな影響を与えたのが先のミルの一書である。ミル自身また、議員として婦人に参政権を与えるべきことを主張して実際に活動もしている^③である。

すでに私は、別稿^④においてミルの婦人論を考察したが、その中でミルの論議は自由の原理を基礎として展開されたものであり、その婦人論はかれの自由の論議のもつ意義と限界とによってまさに「古典」たることをみたのであった。

ところで、ミルの自由主義といえはわれわれはすぐにベンサムを思いうかべるとともに、その源としてのスミスの思想をも考えざるをえない。ミルの婦人論が自由の論理の上に展開されているものである点からいってベンサムやスミスにおける婦人論を考察してみるのには、興味あることと思われる。

わたくしは婦人論の系譜をさぐっていくうちに、スミスが婦人について述べている若干の箇所をよみとることとなった。スミスとミルの対比、またその思想の発展展開は、すでに多くの経済学史、社会思想史的研究においてなされているところである。ここで、私は婦人観に関する限りのスミスの思想を検討し、ミルとの対比を念頭におきながら（特殊個人的な体験が存することはいうまでもないが）その時代的背景のもつ意味と照らしあわせて考えてゆきたい。

① Mary Wollstonecraft (1759~97), *A Vindication of the Rights of Women*, 1792.

② John Stuart Mill (1806~73), *The Subjection of Women*, 1869.

③ 議会の人となったミルが、はじめて婦人参政権を要求したことは有名である。一八六七年、第二回選挙法改正にあたり、選挙資格に関して政府案の男 *man* を人 *person* に改めることを提案したのであるが、これは一九五対七三をもって葬り去られてしまった。

④ 拙稿「ミル婦人論に関する一考察—社会思想史上におけるその位置づけについて—」岡山県立短期大学研究紀要第八号所収。

(2)

アダム・スミスは一七二三年スコットランドの田舎町カーコウディで生まれた。それは先のウォルストンクラフトの出生に先立つこと三十数年、イギリスにおいては産業革命の歯車の音もまだはるかな、いわば「古き佳き時代」の最後に位するときであった。

生まれる数ヶ月前に父親を失ったスミスは母の手一つで育てられた。

母はかれを非常に甘やかして育てたといわれるが、六十余年の間かれが心から感謝を捧げた母親との関係は、極めて情愛深いものだったようである。母の死後六年のち、一七九〇年、かれも亦この世を去る迄、六七才の生涯を独身ですごしたスミスは、旅行などではなれた数年を除き、この母親および彼がやさしい心をもって接したといわれる従姉との生活を送ったのであった。^①先のJ・S・ミルのテラー夫人との、二十年にわたる有名な交友およびその後七年余の結婚生活をおして与えられた、彼女の影響の深さと思いきらべられることではある。

アダム・スミスが「国富論」の著者として、即ち古典経済学の創始者として占める位置の重さは、今更くり返すまでもないことである。更にまた彼が「国富論」によって単に経済学者として偉大であるばかりでなく、その市民社会の体系をもって偉大な総合家としての位置づけを与えられていることも多言を要しないであろう。

ところで、スミスの経済学は、本来、人間の研究に出發したものであった。即ち、かれが生涯の目的としたことは、人類が如何にして野蛮時代より文化の時代に迄変遷し来たかということ、またその変遷に与った一切の要素を研究しようということであった。スミスは一七五一年グラウゴウ大学の論理学教授の位置を得、さらにのちには道徳哲学の教授となるのであるが、一七五九年に公刊された「道徳情操論」はかれの人間把握が示されているものといつてよい。通常、「経済人」がスミスの経済学の根底に存在する社会的生産力の担当者として問題とされるが、実は利己的、営利的なこの人間は、また同

時に利己心と利他心との二つの本能を神から賦与されたものとして、ここで市民社会の人間の類型として形づくられているのである。

ところで、ここでわたくしが問題にするスマイスの論述は、決してスマイス自身が「婦人問題」として意識的にとらえたものでもなく、また彼自身が何らかの意味で婦人の状態に関心をよせていたが故に書かれたとも思われるものではないが、先の「道徳情操論」ならびに「グラスゴウ大学講義」^②の中に、婦人について時に言及されている事の中から、スマイスの婦人観をさぐりあてる手がかりとしたものである。

① スマイスの伝記については、F・W・ハースト「アダム・スマイス」遊部久藏訳。および水田洋著「アダム・スマイス研究入門」。

② 一学生によって筆記されたスマイスのグラスゴウ大学における講義は、*Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms, delivered in the University of Glasgow by Adam Smith.* と題して一八九六年、キャナンにより編集、刊行された。この講義はキャナンの推定によれば、一七六三年ごろに行われたものようである。

(3)

スマイスが婦人の地位についてはつきり述べているのは、「グラスゴウ大学講義」中の第二編「家族法」においてである。その第一節「夫と妻」という題目の中に、法律的な見地からの婦人（とりわけ妻）の位置づけをよみとることができる。この節の冒頭は、次のような言葉を以てはじめられている。

「あらゆる種類の動物において、両性の結合は、その種の繁殖と維

持にとって、必要であるとともに正当である。四足獣においては雌が妊娠するたびごとに、もはや相互に欲求しなくなる。幼児の扶養は雌の負担ではなく、又、雄が手伝う必要もない。鳥類においては結婚らしいことが行われているようにみえる。即ち鳥類は継続的に、互いに欲望の対象となり、その結合は長い間かわらず、かつ協力して雛を育てる。しかし雛がひとりで飛びたてるようになれば、もはやすべての愛情はやんでしまう。人類においては婦人はその乳によって長い間子供を養育することができない。したがって子供の扶養には夫の助力が必要である。そしてこのために、結婚は永久的なものとならねばならぬ。」

即ち、スマイスは結婚の永久性（＝離婚の否定）を主張するのであるが、その論拠とするところは、人類の女性は他の動物とちがって母乳のみでは子供を養育しつづけることができない。離婚は良俗に反するものであり、子供はその「両親に長い間依存し、自己のその情感を両親のそれに従わしめかくして結局社会の有用な一員となるように訓練される、というのが我々人間の天性の構造」であり、そこに「一つの効用」がみとめられるのである。「あらゆる子供は、最悪の両親のもとにおいてさえ、多少ともこの種の教育を受けるのである。」^①

さらに、スマイスは離婚の否定を次のような形で多妻制ポリガミとならべて展開する。

「多妻性の起源を考究する」とのべたあと、「任意的な離婚は諸不便を伴うではあるが、しかし一人の男が姦通ほどの理由でなくとも、その妻を追い出して別の妻を娶るということは、全く正義の原理に反

するものではない、というべきである。なぜならば、彼らの何れも、一人ならばどこか他の処できわめて安穩に暮せたかも知れないのに、二人一緒にいると両者をもとに不幸にするからである。多妻制はこれと同じことである。もし一人の婦人が、五人、二〇人、乃至それ以上の数の妻の一人となることに納得し、そして法律がそれを許しているならば、別に彼女が侵害を受けた訳ではなく、彼女は当然に予期したような待遇を受けるのである。……しかし、たとえ多妻制や任意的離婚が正義に全く反するものではないとしても、かような制度が確立され、又は許容されているところではそれは常に、非常に悪い政策であるにちがいない。」^②

この様に、任意的離婚は多妻制と比較されて、「非常に悪い政策」としてとらえられているのである。しかし、多妻制については、それによって激烈な嫉妬が誘発され、「家庭の平和が破壊される」が故に悪とされるのである。「多妻制が行われるところでは、愛情についての嫉妬と利害についての嫉妬の両方があり、又、従って静穏が欠乏しているにちがいない……」更に「後宮をもつ男子の方も、幸福らしく見えるが決してそうでない。彼もまた嫉妬深くなるに違いない。……諸君はトルコ人に向かって彼の妻の話をしてはならない。彼女は、男には、彼女の医者にさえも、見られてはならないのである。このような夫の威厳と隔意とは、その国の風習に悪い効果を与えるにちがいない。」

即ち、スマスはこの様な家庭のモデルが、政治形態に影響を与えることを次のように指摘する。「人々は互いに信用し依頼しあうことが

ないから、政党を結成することが不可能である。したがって政府はつねに専制的となる。」

更につづけて、また「多妻制は専制政治の下に行われる。ある国が野蛮人によって征服され、彼らはあるとあらゆる蛮行にふけるが、多妻制も、それに反対する法が樹立されていないので、これらの蛮行の一つになるのである。それはトルコで現に行われているが、古代のカルタゴやローマでは決して行われなかった。どの国においても、自由が多妻制を駆除する。この種の独占は、自由人のもっとも甘受し得ないものであるが、しかし専制政治はいつも多妻制に幸いするものである。」この様な論述の中に、われわれは自由主義者スマスの面目躍如たるをみるのであり、そこに多妻制が否定されているのも当然の帰結といえよう。

しかし、その「多妻制と同様に悪い政策」といわれる離婚についての彼の見解は次のように展開される。

彼はまず、結婚には多妻制と単妻制との二つの種類があり、そのうち単妻制には次の三つの種類があるとす。「第一は、夫が任意に妻を離婚し得る場合であり、第二は、離婚の権力を彼らが平等に有する場合であり、第三は、それが全く為政者の権限内にある場合である。」多妻制が許されているところでは、妻は全く夫の権力下にあり夫は思うままに妻を離婚したり処分したりすることができるが、単妻制に関する法律は、その種別に従って異なっており、スマスはその第三が最も望ましいという。

「契約または合意が、為政者の命による以外には解除されえないと

「いう種類のものももっとも好都合である。」即ちそうすれば、「社会にとつてきわめて不愉快なもの他は、離婚の原因となることができない。」

離婚の権力が無制限であった時（ローマ共和国の末期）には、きわめて無秩序な結果がうまれた。「結婚の絆はゆるみすぎているよりは張りすぎている方が、つねによいのである。……両当事者が離婚についての権力をもっている場合には、相互の信頼も依存もありえず、両者の利害は全く分離している。」^③

即ち、スミスにあっては男女平等に離婚の権力をもつことは望ましむとされず、離婚の自由は否定されて、この場合には為政者の干渉が必要であるという、自由主義者らしからぬ論議があらわれている。

しかし、子供の養育のためには両親が必要であるというスミスの離婚禁止の理由を重くみて、「スミスの夫婦観乃至親子観が人倫の基礎の上にやさしく立っていた」との解釈も成り立つ。^④と同時に、かかるスミスの見解は「離婚の禁止は魂の結合のないものの肉体だけを結びつけておくためのもの」として、それを手きびしく批判したミルの論議とはまさに逆である。^{⑤⑥}

そこにおいて、ミル自身の問題意識が、スミスのそれよりもはるかに強烈であったことが斟酌されねばならないが、^⑦また同時に、百年の才月が女性の社会的位置づけを大きく変えていたという点をも看過することはできないであろう。

① 「グラスゴウ大学講義」高島、水田訳。一九三―四頁。

② 同書、二〇三―四頁。

③ 同書、二二―頁。

④ 永井亨著「婦人問題研究」一九二頁。

⑤ Hayek: John Stuart Mill and Harriet Taylor, their Friendship and Subsequent Marriage. pp. 65~75.

⑥ ミルは「かつて久しい間離婚の禁止は婦人の社会的地位を高めるのに非常に有効であった」(ibid., p. 61) ことを認めながらも、しかし、「愛情もないのに結婚生活を続けること程大きな不幸はない」として、離婚の禁止につよく反対している。「隷属以外何も許されていない」婦人にとつて、せめて誰に隷属するかについての選択の自由が与えられぬならば、「妻は奴隷も同様なもの―奴隷といつても相当ひどい奴隷制の下におけるそれとなるであろう。」The Subjection of Women, p. 59. 大内訳「婦人の解放」八五頁。

⑦ スミスにとつて夫婦において大切なことは育児への協力であり、その意味で彼が離婚を禁止する立場に立ったことは弱い妻の立場を保護する意味があったということにはたしかにいえよう。しかし、失恋の経験は若いころに一度ならずあったとはいえ、独身の生涯をおくり、女性問題に頭をなやますことのなかったスミスと異なり、人妻と愛し合い、彼女が離婚できぬために共に苦悶したミルにおいて、全く反対の論議がなされたことには自ら肯けるものがある。

(4)

それでは、結婚生活において当事者双方の負うべき義務は何か。冒頭の一節に、結婚を永久たらしむべき最大の根拠は育児のための夫の扶助である、とのべられているが、それにつづいて、かれは、結合の間当事者の第一の義務は「妻の夫に対する貞節」である、という。即

ち、貞節を破ることは最大の罪である。……夫の嫉妬に対する同感から、その妻に対する公衆の憤激が生じ、従って彼らはそれを憤りかつ罰しようとするにいたるのである……「嫉妬がおこるのは、特定の行為からではなく、夫は妻の不貞を、すべての他の者よりもまず夫を愛するという、彼女の彼に対する義務を、全く無視したものと考えるのである……」^①

ここにおいては、すべて夫を中心とした一方的な妻の義務が当然のこととして前提され、一つの人格としての妻の位置づけは、全然かえりみられていないようである。

「妻の不貞が夫に対する侵害だと考えられるならば、未婚の婦人が束縛を受くべきこと、即ち結婚したときに彼らが束縛になれているようにすることが、必要である。姦通を罰することはここから始まった。」^{②③}

即ち、妻にとって夫を愛するということが第一の義務であるにも拘らず妻がそれを無視したときに夫の嫉妬がおこり、夫の嫉妬に対する同感、その妻に対する公衆の情激をよび起し、妻が罰せられるにいたるのである。

しかし、嫉妬の基礎となるものは、愛情に伴う微妙な情趣であって、それは国を異にするにより、その風習が粗野である程度に依じて、多くもあり少くもある。一般に、性に対する顧慮が少ないところではどこでも、不貞はあまり問題とされないので、風習は非常に放縱となるであろう。……「スパルタでは、人々が妻を貸借するのは普通のことであった。風習が洗練されてくると、嫉妬がおこり、そして今日トル

コ人の間に行われているように、ついには妻を監禁しておくほどにそれが昂まってきた。人類がさらに洗練されると、婦人を監禁させたその同じ愛情が、今度は婦人に自由を許すようにさせた。ギリシャの後期においては、婦人はどこへでも自由に行くことが許された。この同じ愛情が極度に昂まると、不貞が問題視されなかったときと同様に、はなはだしい放縱が生ずる。いかに野蛮な国でも、フランスほど放縱なところはない。かくのごとく、われわれは、社会の時期の異なるにつれて、婦人に関する風習の偏差を認めることができる。」^④

男性の嫉妬（＝愛着）が婦人を束縛もし、自由にもしたというのであるが、また、時代の変遷につれて婦人に対する男性の顧慮も変つてきた、という。

「社会の最初の状態においては、快楽の対象としての婦人に対しては、殆ど或は全く顧慮が払われなかったとはいえ、しかもその当時ほど、理性的被造物としての彼らに大きな顧慮が払われたことはなかった。北アメリカでは、婦人は戦争の遂行に関して、またあらゆる重要な企てについて、相談をうける。近代においては、婦人に対して払われる尊敬は極めて少い。人は婦人の美をそこなわぬように、苦勞をさせまいとするだけである。友人には骨の折れる仕事をやらせるが、妻にはそうさせないのである。」^⑤

即ち、婦人を快楽の対象として考えるようになったのは、文明がすすんだのちであり、未開の社会においては、労働の担い手として男性と同等であり、その知的能力も高く評価されたとみているのである。近代社会においては、婦人は尊敬されること極めて少く、ただその美

のために、男に独占され、愛玩されるにすぎない、というのである。

言葉をかえていえば、スミス自身、婦人の骨折（＝労働）が婦人に尊敬される地位をもたらし、労働をはなれた婦人の状態は、現在の如きものとなった、という点をみていたといえるのではないだろうか。ともあれ、婦人の労働が社会的なものとして評価されなかった当時として、婦人は、ただ美しく男を慰めるものであればよい、というその位置づけを反映しているといえるのではないだろうか。また、スミス自身、婦人にそれ以上のものを期待していなかったようである。事実、スコットランドの名門に人となり、のちバックルー公の家庭教師となつたかれの周囲の女性は、骨折りとはおよそ縁遠い人々であつたこととはたしかである。

① 高島、水田訳「グラスゴウ大学講義」一九四―五頁。

② 同書、一九七頁。

③ かく、妻の不貞を最大の罪とみるスミスにとって、又、私生児は「その母の不貞に対して生ずる憤りのために、不快なものである」とされるのである。それを裏づけるものとして、かれは私生児の相続について、次のようにのべている。

「彼は、遺言をしない父を相続することはできない。なぜならば彼の父が誰であるかは知られていないからである。彼は、又、その母を相続することもできない。なぜならば、適法に生まれた子でなければ相続しないからである。私生児は何人をも相続し得ないと同じく、何人も私生児を相続することはできない。というのは私生児は人間界に親戚をもたないからである。」（同書、二二七頁。）

④ 同書、一九六頁。

⑤ 同書、一九七頁。

(5)

かくて、スミスにおいて婦人は美しく骨折り少なく、男性に依存するものとして描かれるのであるが、結婚がなされる必要について、「結婚の効果は子供を立嫡することである」とする。立嫡は子供に相続する血統を与え、子供は父およびその親戚を相続することができるが、非嫡出子は相続しうる血統をもたない。「なぜならば、適法に生まれた子でなければ相続しないからである。」^①として、スミスは非嫡出子の無資格と無能力をとく。しかもこの非嫡出子の無能力は、単妻制の行われている処においてのみ効果をもつものであるとして、次のようにのべられている。

「実際、これらの規定のみが、ある国で多妻制が有力化することを妨げているのである。なぜならば、もし私生児が相続を許されるならば、正式の結婚にともなう不便に甘んずるものは、ほとんどないであろうからである。妻を全くその手中に収め、欲するままに他の者に手を出す方が、もっと便利なことであろう。」^②

多妻制にかわって単妻制がおこなわれている根拠についてのこの論調および先の多妻制についての見解は、スミスが男女の感情を無視しているかの如き印象を与えるものであるが、それについてスミスはどうみていたであろうか。「道徳情操論」の「身体に起源をもつ情感について」と題する一章の中に次のようにのべられる。

「身体のある状態または傾向のために発生する情感を、あまり強く表現することは失礼」であり、「自然が男女両性を結合させるとききの

情感に關しても、これと全く同じことがいえる。性の情感は本来あらゆる情感の中でも最も猛烈な情感であるけれども、この情感を強烈に表現することは、いかなる場合においても不作法であり、この情感に最も完全に耽溺することが、天上における神の掟たると、地上における人間の法律のいづれたるとを問わず、すべての法律によって完全に罪のない正当のこととして認められている間柄にある人々の間においてさえ、この情感の強烈な表現は不作法とされている。^③

一般に、「身体に起源をもつ欲望を支配することのうちに、本来の意味での節制の美德が存在する」^④であり、それと同じ理由のために、「身体が痛いからといって声をあげて泣き叫ぶのは、いかにそれが堪え難いものであるとしても、常に男らしくなく、みっともなくみえるものである。」従って、われわれが身体に発生原因をもつすべての情感についてそれは何ら他人の同情を刺戟せず、あるいは刺戟したとしても、当事者のそれとは到底比較にならぬ程微弱なものである。

しかし、「想像方に起源をもつ諸々の情感に關しては、これと全く趣を異にする。」たとえば恋愛にしても、その恋愛が情感としてわれわれの関心を起こさせるのではなくて、われわれの関心を起こさせるような他の情感たとえば全ゆる種類の希望、恐怖、悲哀を発生させる一つの状態としてわれわれの感興をおこさせるのである。「同様にしてたとえば遠洋航海のことを描写するにしても、われわれに興味のあるのは飢餓そのものではなくて飢餓のもたらす悲惨事である。」

その様な事情からわれわれを悲劇や小説などで魅了するのは、たとえばその恋愛よりも、むしろ、かような恋愛のためにおきる悲惨であ

る。スマイスはそこであるフランス悲劇に例をとって、そこにあらわされた恋愛について、われわれが非常な魅力を感じるのには、その主人公の女性の恐怖、羞恥、ざんげ、戦慄、絶望などによってである、といっている。

「このような弱点があるために社会の法律は女達に自制を要求し、この事實は、特に女性の場合における恋愛の情感を一層悲痛なものにし、そしてその理由によってこそ、われわれにますます深い興味をおこさせるのである。……恋愛の状態から発生するすべてのか様な副次的情感 secondary passion——もしか様に呼ぶことが許されるなら——はそれによって必然的に一層兇暴に、一層激烈になる。そしてわれわれが本来の意味において同情できるのは、こうした第二次的情感に対してだけである。」^⑥

しかし「情感を起こさせた対象の価値に対して甚だしく不釣合な全ゆる情感の中でも、恋愛だけは最も鈍感な心の持主に対してさえも、優雅なもしくは気持のいい何物かを蔵しているように思われる唯一の情感である。それだけについて見るならば、あるいはそれは何ものにもまして笑うべきものであるかもしれないが、しかし本来の性質から見てそれは不愉快な唾棄すべきものではない。」^⑦

そして、恋愛はその結果が、たといしばしば運命的に悲惨で、恐しいものであるとしても、その目指す目的が有害であることは滅多にない。「従って、たといその情感自体には殆ど道德的適正が認められないにしても、常にそれに伴って起こるある種の情感のうちには、多分の道德的適正が具わっているものである。即ち、かれは恋愛の中には

「人間愛、寛大、親切、友情、尊敬」等が濃厚に混っており、これらの情感が多少とも度がすぎる点に対してはわれわれは至って敏感であるにも拘らず、全ゆる他の情感にくらべると、われわれはこれに最も同情しやすい傾向をもっている。「われわれがこれらの情感に対して感ぜざる同情は、これらの情感を随伴するところの情感を、即ち恋愛をそれ程不快なものでなくし、通常恋愛には種々の悪徳が伴うものであるが、たとえば一方の性（女性）にあつては、それは必然的に最後の破壊と世の指弾を招き、また他の性（男性）にあつては、それが殆ど自分に致命的な影響を与えないとわかつた場合には、かれは殆ど常に労働する能力を失い、義務を怠り、名誉を軽んじ、世間の評判をすら無視する傾向があるのであるが、それにも拘らずわれわれはそれを心の中で尊重する。」

かように恋愛には、弊害や罪悪が伴うことを指摘しながらも、人間愛、寛大、という徳性があらわれることをみとめている。しかし、本来に男女が理解しあうことはむづかしいものだ、という。

「われわれが自分自身の友達について話したり、自分自身の研究について話したり、或は、自分自身の職業について話したりする場合には、ある程度の自制が必要である。すべてこれらの事柄は、われわれがそれに興味をもつと同じ程度においてわれわれの友人達がそれに興味を持ってくれるべきものと期待することのできない事柄である。そして人類の半数が他の半数に対して好ましからぬ同伴者となつてゐるのは、このような遠慮が欠けているからである。哲学者は哲学者にとつてのみよき同伴者であり、あるクラブの会員はかれの属する小団

体に対してのみよき同伴者たりうるのである。」⁽⁸⁾

かくてスマイスは、恋愛には人間愛、寛大、親切、友情などの情感がふくまれているにも拘らず、男女が本当に理解しあうことはむづかしいと考えるのである。そしてその根底には、男女の徳性についてのかれ独特の理解の仕方が存しているのである。

- ① 「グラスゴウ大学講義」二二七頁。(4)の注③参照。
- ② 同書、一一〇頁。
- ③ The Theory of Moral Sentiments, The Works of Adam Smith, vol. I, p. 38. 米林富男訳「道徳情操論」四六頁。
- ④ *Ibid.*, p. 40. 同書、四七頁。
- ⑤ *Ibid.*, p. 46. 同書、五六頁。
- ⑥ *Ibid.*, pp. 47~8. 同書、五七頁。
- ⑦ *Ibid.*, pp. 48~9. 同書、五八頁。
- ⑧ *Ibid.*, p. 49. 同書、五八頁。

(6)

彼にとつて、人間愛、正義、寛容、等々の精神は「他人に対して最も有用な性質である」が、そのうちとくに「寛容」と「人間愛」を男女それぞれの持つ特性としてとりあげている。一見非常に関係が深いように見えるこれら二つの性質は、しかし常に必ずしも同一人に属しているとは限らず、男性と女性とが、わかちもつものとされるのである。「人間愛は婦人の美德であり、寛容は男子の美德である。通常われわれに比べてはるかに豊かな優しさをもつ女性が、非常に大なる寛

容を持つことは稀である。女は滅多に寄付をしないということは、ローマの民法でも認められている。」

しかもその女性の美德である人間愛とは、スマスによれば「わずかに見物人が当事者の苦惱に対しては嘆き悲しみ、かれらの受けた危害に対しては報復感を感じ、かれらの幸運に対しては喜びを感じようとして、これらの当事者の情操に対して抱くところの極めて繊細な同類感情を本質としているにすぎない。最も人情味の豊かな動作は、何らの自己否定も、何らの自己統制も、何らの偉大なる道徳的適正感の作用をも必要としない。そのような動作は、この繊細な同情が自発的にわれわれを動かして行わせようとするを、そのまま行いさえすれば、それでいいのである。」^①

それに反して男性の徳である「寛容」に関しては事情が全く異なる。スマスはいう。

「ある点においてわれわれが、われわれ自身よりもある他の人間を尊重し、自分の友人もしくは目上の人のある大きな重要な利害に対して、それに匹敵する自分自身の利害を犠牲に供するような場合でなければ、われわれは決して寛容たりえない。自己の野心の大きな目標であったある職務に対する権利を、ある別の人間がそれに勤務する方がその職務にとって一層ふさわしいと考えたために抛棄する人、自分の友人の生命の方が、自分自身の生命よりも一層大切であると判断して、その友人の生命を護るために自分の生命を賭する人、これらの人々は、いずれも人間愛にもとづいて行動するのでもなければ、あるいはまた、これらの人々は、自分自身に関することよりも、そのよう

な他人に関することの方を一層痛切に感ずるが故に行動するのでもない。かれらはいずれもそれらの相反する利害を、それらの利害がかれら自身の目に自然に映るような見方でもって考えるのである。」

これらの論からうかがえることは、男女の徳には自ら差があり、女性の美德は、何らの正義の観念をも、克己をも、必要とするものでなく、ただその優しい感情をありのままに發揮すればよいものである。いわば自生的なものである。これに反して男性のそれは努力を要するものであり、克己と他愛の心によって、はじめて可能とされるのである。ここに、スマスの女性観があらわれているといえよう。

① *Ibid.*, pp. 329~30. 同書、四〇五—六頁。

(7)

この様にながめてくると、われわれはスマスが女性をやさしく美しいものとみなして尊重する自由主義者であった面をその行論からよみとることができるようである。しかしまた、同時にスマスにおける女性性は、それ以上の何ものでもないことをもするのである。即ち、一人の人間として、社会の一員としてみとめられた女性ではなかったということである。また、同時代者の殆どがそうであったように女性は家庭の中においてのみその存在理由をもっていたのであり、その中で美しくやさしく、夫に対して貞淑に生きることだけが、女性に要求されたすべてであり、かつ、女性のなし得るすべてでもあると考えられていたことを示すのではないであらうか。

ということ、それが当時の女性の生きる姿でもあったのである。したがって女性の地位がもっと上がったものとして認識されるのは、そのような女性の位置の変化——即ち、家庭の中から、社会に（＝工場の中に）投げこまれた女性が、それ故にこそ、家庭にとって、また社会にとって必要欠くべからざる存在として、見直され始めること——を前提としたのであった、ということができよう。

尤も、家事以外の婦人の労働は、何も産業革命以後にはじまったものではない。婦人労働は、農業においては古くから重要な役割を演じていたばかりでなく、家内工業の形態のもとに、すでに工場の出現以前、紡績や織布に従事していたことは、よく知られているところである。毛織物工業では未熟練労働として紡毛作業に従い、また、レース製造などにおいても「顔面蒼白で体形の歪んだ」^①数多の少女や婦人が働いていた。主として家内工業の形態の下におかれていた紡績は、婦人および年少労働者の家庭的副業として営まれており、「晴天の日には、婦人や子供たちが大勢街路や露地において紡績労働に雇用されている姿が見出される、彼らは単軸糸車を操るのは非常に巧みである」とえがかれるように屋内のみならず屋外においても行われたのである。（但しこれら婦人の賃金は一日に四ないし六ペンスで、それは日雇労働者のほぼ三分の一に相当するにすぎなかったが、彼らにとって、一般に農業所得に対する補助たる意義をもつものにすぎなかった。）^②

炭坑や金属工業でも亦、婦人が雇用されており、「ヴェクトリア時代の人々がスコットランドやイングランドの一部の炭坑の内外で既婚婦人が雇用されていることを知って戦慄した」一八四〇年代よりはる

か以前から、すでにこれらの場所での婦人労働は慣例であったようである。^③

したがって、産業革命によって直ちに、工場で働く婦人達の姿が見直されてきたとか、女権の拡張がおこったというように簡単に説明し去ることには問題が残るであろう。尤も以前には一般に農業所得に対する補助的なものにすぎなかった婦人労働が、産業革命によって、完全に工場の中に送りこまれて、一箇の独立した労働者となる出発点が与えられたということはできよう。しかし、むしろ、人権一般に対する尊重の念が浸透してきた結果として、人類の一半であるところの女性にも男性と同等の権利を与えるべきだという考えがあらわれるのである。工場内の婦人労働者についても、最初はむしろ同等な権利を持たない女性に対して保護が必要であるという観点から、いわば子供と同様な能力しか有さぬ存在に必要なものとして保護が加えられたにすぎなかった。即ち、一九世紀に入って労働組合が結成され、男子労働者（とくに熟練労働者）が、自分たちの労働条件を改める力をもつようになっても、女子は幼少者とともにその組織から排除されていた。したがって、独立の人間として自分を防衛することのできぬ婦人、子供に対して保護が加えられることになり、一八三三年の工場法をはじめとするいろいろの労働者保護立法が生まれるのである。そこには、未だ婦人の人格に対する尊重という立場はなく、むしろ自力では「何事もなしえぬ」ものとして婦人が理解されているにすぎなかったことが示される。

従って、スマイスの時代——いかにスマイスが自由主義的であり、自然

法的立場から、自然の人権という思想を根底にもっていたにせよ、やはり、女性美しくやさしく、されど克己しえず活力なく、判断力も乏しき人格として、即ち自立できぬことが当然として、理解されたいにすぎなかったといえよう。^④従って、むしろミスにあって、離婚の禁止はそのような弱き性を護ることであり、人道上にのぞましいこととしてのべられたのは、いわばかれのヒューマニズムを示すものといつてよい。

その点、のちにミルが女性の人格を尊重するが故に離婚の自由を主張したと対比されるが、産業革命を完成してすでに久しいミルの段階においては、も早教育のある「経済的に自立もできる女性」というものが出現しうる条件をもちはじめていた点をも考えあわせてみる必要がある。と同時に、ミルがかれの「最善の思想については自分に靈感を与えた人」であり、「最善の著作については共著者であった」として最高の讃辞を捧げているテラー夫人（この女性については古くからいろいろな評価がなされてはいるが）との個人的体験をも亦、全然ぬきにして、その女性観を考へることもできないであろう。^⑤

一八世紀中葉、いわば産業革命前夜のミスと一九世紀中葉のミルとの間には、百年のヨーロッパ、とりわけイギリスにおける工場制度が確立される過渡の時代がよこたわっていたことを思うべきである。同時に、その中間に位する、いわば激動のさ中の婦人についての思想家（先にふれたウォルストンクラフト）を検討することを次の課題とすることによって、わたくしはこの発展過程をより明確にしたいと思ふのである。

① C. R. Fay: *Great Britain from Adam Smith to the Present Day*. p. 352

② 小川喜一「イギリス社会政策史論」二六—七頁。

③ M. Hewitt: *Wives and Mothers in Victorian Industry*. p. 2.

④ 「国富論」の中に女子教育に関してふれている箇所がある。男子の教育に比して女子のための教育には公共の施設が全くないため、両親または保護者がやっておいた方がいいと判断したものに限って教えられているので、合理的であるという。即ち、「彼女等の教育はどの部分も何かの役に立ち、或は彼女らの自然の美を一層美しくし、もしくは彼女らの心を遠慮深く、謙虚に、貞淑に、また経済を重んずるようにし、彼女等の心身をして一家の主婦たるに適せしめ、また、そういう身分になったとき立派にやり通すようにさせるのに役立つ。」A. Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*. p. 734. 大内訳「国富論」第四分冊、一八一頁。

⑤ ミルは婦人の能力を高く評価するとともに、婦人に自立できるように教育を与えるべきことを主張している。